

福島県知事佐藤雄平様

指名競争入札の一部試行に関する意見

平成20年2月18日

福島県入札制度等監視委員会

本委員会は、250万円を超える公共工事における指名競争入札を廃止するとの県の決定を出発点にして、総合評価方式の導入・拡大、最低制限価格の引き上げ等、建設業界の状況にも配慮したさまざまな制度改革を審議してきた。このたび県当局が1,000万円未満の工事における指名競争入札の「一部試行」を提案してきたことは、改革の基本方針の変更と受けとめざるを得ない。指名制度は入札談合の温床とされてきたものであり、比較的少額の工事に限るとはいえこれを導入することの意味は大きい。とりわけ知事逮捕という非常事態を経験した福島県が、今このような選択をすることの全国的な影響は小さくない。

当局の提案は県議会の強い意向を受けてのことで、もちろん議会の多数意見は尊重されなければならない。しかし入札制度改革に際して、議会とは別に第三者委員会を設け、それなりの権限を付与してきた趣旨もまた、軽視されるべきではないと考える。

この件に関して本委員会は、「議会の意向と業界の状況に鑑みて、一部試行であればやむを得ない」という意見と、「改革は始まったばかりであり、見直しは時期尚早である」という意見とで二分され、微妙な判断を迫られることになった。本委員会としては、今回の提案が知事自身の明確な意思に基づくものであると受けとめたうえで、県議会と本委員会とが鋭い対立関係に陥るのは避けるべきであるとの認識に立ち、下記のような条件を付した上でこれを了解することとした。

なお指名制度の再導入を求める議会各会派の「要望」が、苦しい建設業界の声を反映したものであることは理解できるが、指名制度を再び導入することが業界の窮状打開につながるの見方に対し、われわれは強い疑念を抱いていることを申し添えておきたい。

記

(1) 今回の措置はあくまで「試行」であり、期間は1年間、工事規模は1,000万円未満という限定を厳密に守ること。

(2) 指名制度の「一部試行」のモニタリングを綿密に行うこと。

常識的には、「一部試行」は「全面実施」の前段階と位置づけられるものである。しかし指名の再導入は談合復活のリスクをはらむものであるから、試行の結果、積極的なプラスの効果を実証されないときは取りやめるという選択肢を用意すべきである。

(3) 「試行」にかかる事案において、仮に一件でも談合の事実が確認された場合は、その時点でただちに「試行」を中止することもありうる。

「試行」の下で入札談合が行われた際のペナルティは、当該企業だけでなく指名制度そのものに対しても課されるべきであるとする。